

令和6年第2回文化財保護審議会【会議要旨】

○審議内容

◇今回に諮問案件である、「三浦命助関係資料」（歴史資料・釜石市）について、事務局から諮問調書をもとに説明。

◇続いて、本件調査を担当した審議会委員より、調査報告書に基づき、本文化財は三閉伊一揆の指導者である三浦命助の思想が文書群として残っていることが貴重であり、全国に知られた三閉伊一揆の性格と実像に迫り、盛岡藩政と民衆の動向をひもとく上でも貴重で、本県の歴史にとっても重要であることが説明された。

◇他の委員からの主な質問や確認事項については以下のとおり。

- ・所有は個人であるようだが、今後も個人宅での保管となるのか。保存・管理を行う上で問題はないか。

- 岩手大学で調査したあと、現在は文書資料については文書ごとに中性紙の封筒に入れ、中性紙箱や桐箱に入れて保存している。衣類についても同様に中性紙箱に保管している。保管状況については問題ないが、虫食い対策として防虫剤を入れるなどする必要がある。保管状況等は比較的良好であり、所有者宅に伝わるものとして今後も引き続き所有者宅で大事に保管される予定である。

- ・今回の指定文化財の資料一覧について、員数に対応する番号を振り、調査報告書にある8つの分類にも対応するように指定番号を振った方がよいのではないか。

- 委員と相談のうえ、管理上、最もよい形で分類できるよう検討したい。（事務局）

- ・指定後には、ぜひ機会を得て県民に広く知らせる場を設定してほしい。

- ・今回示されている参考文献の中で、指定された資料が掲載されているものはあるか。

- 「獄中記」や「三閉伊集会露頭状」などが掲載されているものがある。

◇本審議会において、諮問どおり本文化財を岩手県指定有形文化財に指定することが答申された。